平成２６年（フ）第７９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2575番地４　ジュネスドミール201
債務者　岡本　　勲
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５６号
岡山県倉敷市林841番地１　クワハウスＫＩ201号、旧住所兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目36番地
債務者　小橋　浩之
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
東京都稲城市百村264番地の２クラベール２－203
債務者　竹内　誠治
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
東京都稲城市百村264番地の２クラベール２－203
債務者　竹内　麻衣（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６４号
静岡県牧之原市須々木2196番地１　ホワイトアベニュー101
債務者　小沢ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
岡山市中区海吉2014番地10、旧住所大阪府豊中市豊南町南１丁目13番12号
債務者　岩﨑　倫廣
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
岡山市南区福富西３丁目１番54号Ｂ－101
債務者　畑　　信一
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
岡山市北区東島田町１丁目２番９号ＫＢマンション406、旧住所香川県高松市常磐町２丁目13番地１
債務者　畑　　孝司
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時20分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
岡山市中区御成町13番12号コーポ清和５号室
債務者　水戸　義昌
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目16番１－513号
債務者　根城　良恵
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目54番地４　ビコウハイツＢ－102号
債務者　小林スーサンこと　コバヤシ　スーサン　アバロス
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
静岡市葵区鷹匠３丁目23番１号
債務者　松本　　勝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地537番地コーポたいら１Ａ
債務者　山下美千代
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後２時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第７０号
静岡市葵区瀬名１丁目３番Ｎ－371号
債務者　桑原　秀夫
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１４号
静岡市駿河区西島206番地の10
債務者　片山　桃華
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部